

印西地区消防組合公告第2号

地方自治法第234条第1項の規定により、事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年5月12日

印西地区消防組合管理者 板倉 正直

1 事業名称

- (1) 事業名 はしご付き消防ポンプ自動車購入
- (2) 納入場所 印西地区消防組合印西消防署
- (3) 納入期限 令和4年2月28日
- (4) 事業概要
 - ①目的 はしご付き消防ポンプ自動車の更新整備
 - ②規模等 はしご付き消防ポンプ自動車 1台
 - ③仕様 別途仕様のとおり
- (5) 入札方法 事後審査型制限付一般競争入札

2 入札参加条件

入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。
 - ・印西地区消防組合を構成する市（印西市及び白井市以下「関係市」という。）の令和2・3年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されていない者。
 - ・印西地区消防組合及び関係市の建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を当該事業の公告の日から入札日までの間受けている者。
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - ・当該事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - ・印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱の別表に規定する措置要件に該当する者。
- (2) 工事案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札参加資料の提出等

入札参加希望者は、別表に定める届出期間内に事後審査型制限付一般競争入札参加届出書を持参若しくは書留又は簡易書留により提出するものとする。

- (1) 様式 印西地区消防組合ホームページ→入札情報からダウンロード
URL <http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/>
- (2) 期間 令和3年5月12日(水)から令和3年5月21日(金)
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 場所 印西地区消防組合消防本部総務課

4 設計図書等の配布又は縦覧又は貸出

印西地区消防組合入札約款及び本業務に係る契約書案、設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の縦覧は次のとおり行う。

- (1) 縦覧期間 令和3年5月12日(水)から令和3年5月21日(金)
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (2) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 縦覧場所 印西地区消防組合消防本部総務課(入札約款及び本業務に係る契約書案)
印西地区消防組合消防本部警防課(設計図書等)

5 質問及び回答

設計図書等に関して質問等がある場合は、事業担当(警防課)に電話連絡のうえ、使用印の押印された質問書により、次のとおりファクシミリ又は電子メールにて提出すること。質問締切までは何度でも質問をすることができる。

- (1) 期間 令和3年5月12日(水)から令和3年5月21日(金)
- (2) 提出先 印西地区消防組合消防本部総務課

回答は、令和3年5月27日(木)までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。

なお質問ができる者は、別表に定める資格要件のうち「工種(業種)」「事業所の所在地」「車両(特殊用途車及び特殊車)」の全てを満たす者とする。

6 入札及び開札

- (1) 入札期間

別表に定める。

- (2) 入札方法

入札期間に持参若しくは書留又は簡易書留により入札すること。

落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札金額は税抜とすること。

(3) 開札

別表に定める。

7 落札候補者及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定

別表に定める。

(2) 疑義申立て

落札候補者を選出した後、疑義申立ての期間について、契約の締結を一時保留し、これを経過した後、落札者を決定する。なお、疑義申立てにより、設計の違算を確認し、当該入札を無効とした場合には、消防組合は当該入札において、生じた一切の責任を負わない。

(3) 落札者の決定

別表に定める。

8 契約の締結について

落札候補者は、落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。また、期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

9 入札参加資格等確認書及び確認資料等の提出

開札後、落札候補者となった者は、別に配布する事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認書提出要領に基づき、落札候補者として決定した日から起算して5日以内に入札参加資格等確認書及び確認資料等を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

10 その他

(1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(3) 入札参加者は、入札約款及び設計図書等を熟読し、入札に参加すること。

(4) 提出された届出書等は返却しない。なお、届出書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしない。資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。

(5) 納期は、事情により変更することがある。

11 問い合わせ先

印西地区消防組合消防本部

入札担当 総務課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 4 2

事業担当 警防課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 6 2

F A X 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 1 4

E-mail keibou-inzaichiku@nifty.com

印西地区消防組合公告第2号 別表

入札に関する事項			
1 事業概要			
事業名	はしご付き消防ポンプ自動車購入		
納入場所	印西地区消防組合印西西消防署	納期	令和4年2月28日まで
概要	印西西消防署はしご付き消防ポンプ自動車の更新整備		
予定価格	181,510,000円(税抜)		
2 入札参加条件			
資格要件	工種(業種)(※1)	車両(特種用途車及び特殊車)	
	事業所の所在地(※1)		
	その他事業に必要な資格条件		
3 入札参加資料の提出等			
届出期間	令和3年5月12日(水)午前9時から令和3年5月21日(金)午後5時まで 入札参加資料等の提出を書留又は簡易書留とすることができる。		
届出書類	事後審査型制限付一般競争入札参加届出書		
4 設計図書等の交付			
交付期間	令和3年5月12日(水)午前9時から令和3年5月21日(金)午後5時まで		
5 質問及び回答			
回答	令和3年5月27日(木)までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。		
6 入札及び開札			
入札期間	令和3年6月1日(火)午前9時から令和3年6月3日(木)午後5時まで 入札書等の提出を書留又は簡易書留とすることができる。		
開札	令和3年6月4日(金)午前9時30分以降、公告の番号順に行う。 入札者が一人の場合でも、落札決定を行う。		
7 落札候補者、入札参加資格確認及び落札者の決定			
落札候補者の決定	予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。		
事後審査書類の提出	入札参加資格等確認書及び確認資料を持参により提出。		
備考	本事業の契約は仮契約となるため、印西地区消防組合議会の可決があったとき、本契約としての効力を生ずる。		
事業担当	印西地区消防組合消防本部警防課 担当 警防係 (電話) 0476-46-9962 (ファクシミリ) 0476-46-9914 (電子メール) keibou-inzaichiku@nifty.com		

(※1) 令和2・3年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されている者。

物品類売買仮契約書

1. 事業の名称 はしご付消防ポンプ自動車購入
2. 納入場所 印西地区消防組合印西西消防署
3. 納入期限 令和4年2月28日
4. 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金 免除

上記の物品類売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年印西町条例第13号)第3条の規定による令和3年第1回印西地区消防組合議会臨時会までの議決を得るまで仮契約とし、議決を得たときに、これを本契約とみなす。ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となり発注者は損害賠償の責は負わない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
氏名 印西地区消防組合
管理者 板倉 正直 印

受注者 住所
氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする物品類売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の目的である物品を契約書記載の納入期限内に、納入するものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。

3 受注者は、物品を納入する場合において、設計図書にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の物品類売買代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、物品類売買代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、当契約の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、当契約の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(担当職員)

第5条 発注者は、担当職員を置いたときは、その氏名等を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 担当職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する納品を完了させるための受注者に対する指示。
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出、又は質問に対する承諾、又は回答。
 - (3) この契約の履行に関する受注者との協議。
 - (4) この契約の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。
- 3 発注者は、2名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が担当職員を置かないときは、この約款に定める担当職員の権限は、発注者に帰属する。(納品書等の提出等)
- 第6条 受注者は物品を納品するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納品するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検収に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。(納入期限の延長等)
- 第7条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申し出があつた場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。(契約内容の変更等)
- 第8条 発注者は必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。この場合において契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。(天災その他不可抗力による契約内容の変更)
- 第9条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済事勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至つたときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。(検収)
- 第10条 発注者は第6条第1項の規定により受注者から納品書の提出があつたときは、その日から起算して10日以内に発注者又は発注者が検収を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)の職員をして検収を行うものとする。
- 2 前項の検収を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、破壊もしくは分解又は試験により検収を行うことが出来る。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検収に立ちあわなければならない。
- 4 受注者は、第1項の検収に立ちあわなかつたときは、検収の結果について異義を申し立てることができない。

- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検収のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検収を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検収に直接必要な費用並びに検収のため、変質、変形、消耗又はき損した物品にかかわる損失は、すべて受注者の負担とする。
- 7 受注者は、第1項の検収に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検収を受けなければならない。この場合において、修補の完了を物品類納入の完了とみなして第2項から第6項までの規定を準用する。

(契約代金の支払い)

第11条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したとき又は第13条第2項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検収に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、設計図書等において納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときはこの限りではない。
- 3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。
- 4 発注者が、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者は発注者に対して支払い遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(引換え又は手直し)

第12条 受注者は、納入した物品の全部または一部が第10条第1項の検収に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第6条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検収を行うものとする。
- 5 第10条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検収について準用する。

(減価採用)

第13条 発注者は第10条第1項又は前条第4項の検収に合格しなかった物品等について、その契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第14条 物品の所有権は、検収に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されるものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第15条 発注者は、納入した物品が品質不良、変質、数量の不足その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、別に定める場合を除き、受注者に対して、物品の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第16条 発注者は、引き渡された物品に関し、第14条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された物品の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、物品の納入が完了するまでの間は、次条又は第17条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第17条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第3条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 納入期限内に物品を納入することができないとき又は納入期限後相当の期間内に物品を納

入する見込みがないと認められるとき。

- (3) 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関して公正取引委員会が、受注者（受注者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 第3条第1項の規定に違反して物品類売買代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (5) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (8) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に物品類売買代金債権を譲渡したとき。
- (11) 第18条又は第18条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除

を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条の4 第17条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条の5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第17条の2又は第17条の3の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、物品類売買代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第17条の2又は第17条の3の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における印西市契約事務規則(平成18年規則第19号)第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により契約の内容を変更したため物品類売買代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条の規定による物品の納入の中止の期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条の3 第18条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第18条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条又は第18条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による物品類売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第19条 発注者は、契約が解除された場合においては、分割納入した物品を検収の上、当該検収に合格した部分および部分払いの対象となった契約代金の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた分割納入した物品に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、分割納入した物品を最小限度破壊もしくは分解又は試験により検収することができる。

- 2 前項の場合において検収又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第20条 受注者は、第17条の3第1号又は第2号のいずれかに相当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第21条 受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

暴力団等（暴力団対策法第2条に規定するものをいう。）から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第22条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事請負業者等指名停止措置要綱（令和3年告示第4号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(延滞違約金)

第23条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約の締結日における印西市契約事務規則（平成18年規則第19号）第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第10条第1項又は第12条第4項の検収に合格したときは、第1項の遅延損害金の額は、契約金額から当該検収に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第12条第2項の規定により引き換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検収に要した日数を算入しない。

(相殺)

第24条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

第25条 受注者は、この契約の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

(補 則)

第26条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知及び監督)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守するよう監督しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された、文書、図画及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。また、承諾は書面によるものとする。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報を取り扱う事務従事者の明確化)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために特定個人情報を取り扱う事務従事者を報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての報告)

第11 受注者は、発注者から要求のあった場合は、特定個人情報の取扱いの遵守状況について、書面により報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての实地調査)

第12 発注者は、特定個人情報の取扱いについて、必要が生じた場合は、受注者の了解を得て、受注者の事業所を实地調査することができる。なお、調査にあたっては受注者の立会いを求めるものとする。

(事故発生時の報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 個人情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

行政情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、行政情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための行政情報の取扱いに当たっては、行政等の権利利益を侵害することのないよう、行政情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る行政情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の行政情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために行政情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(行政情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た行政情報を、当該事務を履行するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための行政情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した行政情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この行政情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの行政情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 行政情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

情報セキュリティ特記事項

(行政情報の管理及び取扱い)

第1 受注者は、行政情報を取り扱うシステムにパスワード等によるアクセス制限を行わなければならない。

(記録媒体の管理)

第2 受注者は、行政情報を記録した取り外し可能な記録媒体を保管する場合、外部からの脅威にさらされないよう施錠ができるなど安全な場所に保管し、適切に管理しなければならない。

(記録媒体の処分)

第3 受注者は、記録媒体が磨耗等により不要となった場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去等を行った上で廃棄しなければならない。

第4 受注者は、行政情報を記録した記録媒体の廃棄は、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

(情報システムの搬入・搬出)

第5 受注者は、機器等を搬入・搬出する場合は、あらかじめ既存情報システム等に対する安全性について、可能である場合には調査し、発注者に報告するものとする。

なお、調査が困難である場合には、発注者に確認する等適切な対応を行うものとする。

第6 機器等の搬入・搬出には、発注者及び受注者が立ち会うものとする。

(設置に係わる事項)

第7 受注者は、停電及び電圧異常等によりデータ等が破壊され、業務処理に支障を来す恐れのある情報システムの機器の電源は、当該機器を適切に停止するまでの間に必要な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける等の措置を講じなければならない。

第8 受注者は、配線が傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を講じなければならない。

第9 受注者は、設置する情報システム等の動作に影響を及ぼさない場所を考慮し、設置しなければならない。

第10 受注者は、設置する情報システム等を盗難より防止するための物理的措置を講じなければならない。

第11 受注者は、情報システムを組合の施設以外に設置する場合は、発注者の許可を得ると共に、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(作業に係わる事項)

第12 受注者は、機器等の管理及び保守に従事させる者を発注者の許可を得て、その設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。また発注者から身分証明書の提示を求められた場合には、提示しなければならない。

第13 受注者は、業務目的以外での情報システムの使用を行ってはならない。

第14 受注者は、成果品（保守の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧

させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

第15 受注者は、発注者の許可を得ずに、記録媒体等を執務室外に持ち出してはならない。

第16 受注者は、発注者の許可を得ずに、情報システムの機器を執務室外に持ち出してはならない。

第17 受注者は、いかなる場合にも知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(パスワード等の管理)

第18 受注者は、自己の保有するパスワードについて、不用意にもらしたりメモを作ったりしないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めなければならない。

第19 受注者は、ICカード又はユーザーID等を適切に管理しなければならない。

(仕様書等の管理)

第20 受注者は、当該システムの仕様書等を最新の状態にしなければならない。また、システムの仕様変更等の処理を行った場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。

(侵害記録の作成)

第21 受注者は、当該システムに侵害が発生した場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。

(発注者以外のネットワークとの接続)

第22 受注者は、当該情報システムを発注者以外のネットワークとの接続する場合、ネットワーク構成、機器構成及び情報セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報資産に影響が生じないことを確認したうえで、発注者の許可に基づき接続しなければならない。

第23 受注者は、発注者以外のネットワークとの接続を行うことでネットワークの安全性が脅かされることの無いようにセキュリティ対策に努めなければならない。

第24 受注者は、接続した発注者以外のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを物理的に遮断しなければならない。

第25 受注者は、発注者のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを、発注者以外のネットワークから遮断しなければならない。

(情報システムの追加・変更)

第26 受注者は、情報システムのソフトウェアを追加・変更する場合は、情報セキュリティ上問題にならないかどうか確認後、発注者の許可を得なければならない。

第27 受注者は、ソフトウェアを追加・変更する場合は、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。

(情報システムの変更管理)

第28 受注者は、情報システムを追加、変更した場合は、その際の設定・構成等の履歴を記録・保存し、必要な場合には復旧できるようにしなければならない。

(情報システムの保守及び更新)

第29 受注者は、情報システムに情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、速やかに対応を行わなければならない。

第30 受注者は、情報システムのソフトウェアの更新については、計画的に実施しなければならない。

(機器の修理及び廃棄)

第31 受注者は、情報システムの機器を修理する場合、又は貸借期限終了等により廃棄する場合、可能な範囲でバックアップを取らなければならない。

第32 受注者は、情報システムの機器を修理により、組合の施設外に機器を持ち出す場合、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。なお、行政情報の消去が難しい場合は、発注者の立ち会いのもと、組合の施設内において作業を行わなければならない。

第33 受注者は、貸借期限終了等により廃棄する場合は、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。

(機器構成の変更)

第34 受注者は、情報システムの機器の増設・交換を行う必要がある場合には、発注者の許可を得なければならない。

(ウイルス対策)

第35 受注者は、情報システムにウイルス対策ソフトを導入しなければならない。

第36 発注者は、ウイルスチェック用のパターンファイルを常に最新のものに更新しなければならない。

第37 受注者は、ウイルスに関する情報の収集に努め、当該情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には、その情報を発注者に伝え、注意を喚起しなければならない。

第38 発注者は、当該情報システムにおいて、コンピュータウイルスが発見されたときは、速やかに受注者に報告しなければならない。

(不正アクセス対策)

第39 発注者は、情報システムのセキュリティに関する情報を常に収集し、受注者より修正プログラムの提供があった時は、速やかに対応しなければならない。

第40 発注者は、情報システムに不正アクセスの疑いがある場合には、受注者に報告しなければならない。なお、このとき、受注者は適切な措置を講じなければならない。

(法令等遵守)

第41 受注者は、以下の法令等を遵守する。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）
- (4) 本組合個人情報保護条例（平成17年印西地区消防組合条例第3号）

暴力団排除等に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)である。

(2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))。受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除及び賠償)

第3条 印西地区消防組合(以下「発注者」という。)は、契約の定めるところの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者により契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(関係機関への照会)

第4条 発注者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、受注者又はこの契約の下請負人等の役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するものとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求に対する措置)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者は、自ら又は下請事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第6条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成19年5月2日告示第95号)の定めを準用し、指名停止の措置を行う。受注者の下請事業者が報告を怠った場合も同様とする。

令和3年度

災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車

仕様書

印西地区消防組合

第1章 総 則

- 1 件名及び数量
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 1台
MLLH4-30WG (ポンプ無)
- 2 納入場所
印西地区消防組合 印西西消防署
- 3 納期
令和4年2月28日 (月)
- 4 この仕様書は、印西地区消防組合 (以下「消防組合」という。) が令和3年度に購入する、水路付30m級の災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 (以下「車両」という。) の車体及び艀装等について定めるものである。
- 5 車両は、この仕様書に基づくとともに、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱 (令和2年消防消第28号。以下「要綱」という。) 及び、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 及び道路運送車両法の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号)、消防車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足して製造されたもので、他関係法令に適合し、緊急自動車としての承認を得た機動性、耐久性に優れた走行安定性の良い緊急車両であること。
- 6 車両の製作に使用する材料は、すべて日本産業規格 (工業標準法、昭和24年法律第185号) と同等又はそれ以上の強度及び耐久性、耐食性を有するものを使用すること。
- 7 車両の製作に当たり、工業所有権に係る問題が生じた場合は、受注者の責任において解決すること。
- 8 受注者は製作に先立ち、仕様書内容について十分な打合せを行い、本仕様書について疑義が生じたときは、速やかに確認の図書等を取り交わし消防組合の指示を受けること。
- 9 車両は本仕様書をすべて満足する他、環境省・経済産業省・国土交通省・の推奨する環境に配慮した低公害車で、排出ガス浄化装置は非常用として任意に手

動による再生が可能であり、運転席の他、はしご装置操作部等でも排出ガス浄化装置の再生指示が灯火、音声等で確認できる機能を有すること。

1 0 車両は、日本消防検定協会の鑑定及び関東運輸局千葉陸運支局習志野自動車検査登録事務所の新規検査に合格し登録手続きの完了したものを消防組合に納入すること。

1 1 製作に使用する全ての資機材等は、最新型で新品を使用すること。

1 2 受注者は、契約後速やかに次の図書2部を消防組合に提出し承認を得ること。

- (1) 製作工程表
- (2) 外観五面図（20分の1程度）
- (3) 骨組全体図（はしごを含む）
- (4) はしご操作装置関係図一式
- (5) 各種安全装置関係図一式
- (6) 油圧ポンプ駆動機構図
- (7) 油圧配管系統図
- (8) 電気容量計算書・配管系統図
- (9) 製作承認図（艤装4面図）
- (10) 艤装概要図
- (11) 電気容量計算書・配線系統図
- (12) 走行軌跡図・作業範囲図
- (13) 油圧駆動関係配管図
- (14) はしご強度計算書
- (15) センターコンソール等艤装図
- (16) 価格内訳明細書
- (17) その他消防組合が指示するもの。

1 3 受注者は、納車時に次の図書2部を消防組合に提出すること。

- (1) 車両、装備品及び積載品等の取扱い説明書
- (2) 緊急車両指定関係書類
- (3) 改造申請書（写し）
- (4) 工程写真集（カラー）
- (5) 完成車等写真集（データ可）

ア 車検後の前後、左右、上面（A4 カラー 各3枚）

イ 積載品

- (6) はしご性能試験成績表
- (7) 消防法（昭和23年 法律第186号）第21条の16の3に規定される自主表示の写し（刻印等が明確に確認できること）
- (8) 装備品及び積載品等で、個々に保証書が添付されているものについては、必要事項を記載の上、提出すること。
- (9) 自動車検査証の写し
- (10) パーツリスト
- (11) はしご点検整備要領書（別冊）
- (12) その他消防組合の指示するもの
- (13) 無線局免許状及び特定無線設備の技術上基準適合証明
- (14) 上記図書は、A4版ファイル等に製本し、また、電子媒体（CD・ROM等）としても提出すること。

第2章 概要

車両は、2021年度公表した最新の国産消防用はしご車専用シャシで水路付30m級はしご付消防ポンプ自動車であり、梯子装置、駆動装置及び安全装置等を艤装したもので、高所消火活動あるいは人命救助活動等のあらゆる災害現場でその機能を十分発揮でき、車両全体の重量配分が適切で常に安定走行ができるとともに、常時車両総重量状態で長期使用に耐える構造とする。なお、本はしごには梯体固定式伸縮水路・リフタ装置及び、固定式バスケット装置を装備するものとする。

第3章 主要諸元

1 シャシ

- | | | |
|-----|---------|-----------------------------|
| (1) | 形 状 | はしご車専用シャシ
(10トン級、ダブルキャブ) |
| (2) | 動力伝達装置 | フルパワーまたはフライホールPTO付 |
| (3) | 全 長 | 10,700mm以下 |
| (4) | 全 幅 | 2,500mm以下 |
| (5) | 全 高 | 3,650mm以下 |
| (6) | 車両総重量 | 20,000kg以下 |
| (7) | ホイールベース | 5,510mm以下 |
| (8) | 乗車定員 | 6名 |

- (9) ホ イ ー ル 二重塗装不可
- (10) 駆 動 方 式 6×2後前軸駆動
- (11) 操 舵 方 式 四輪操舵(切換はボタン式操作により切換えできるもの)
- (12) 通常走行最小回転半径 8.0m以内
- (13) 4輪操舵時最小回転半径7.2m以内
- (14) 制 動 装 置 エアオーバーABS装置付
- (15) 燃 料 タ ン ク 145リットル以上
- (16) タ イ ヤ オールシーズン用ラジアルタイヤ
(マット&スノータイプ、スペアタイヤ含む。スペア前後各1本)

2 エンジン

- (1) エ ン ジ ン 水冷4サイクルディーゼル
(国土交通省低排出ガス車認定制度「低排出ガス重量車」適合・千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出抑制に関する条例適合車)
- (2) 燃 焼 室 形 式 直接噴射式
- (3) 燃 料 噴 射 方 式 電子制御式
- (4) 総 排 気 量 8,000cc以上
- (5) 最 高 出 力 280kw(380PS)以上
- (6) 変 速 機 オートマチックトランスミッション
- (7) オルタネーター 24V-150A以上
(作業時及び各電装品使用時に十分耐えられもの)
- (8) バ ッ テ リ ー 150A以上
- (9) そ の 他 排気ブレーキを装備すること。

第4章 艀装

1 シャシ

- (1) シャシは、要綱に規定される「災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車」に適合するものであること。
- (2) キャブは4ドアダブルキャブとし、キャブ後部ボディーは防錆面を考慮し、FRP素材で形成し、ルーフ強度は規格をクリアしたものとする。
- (3) 前座席および後部座席下部に予備ボンベ合計4本分の収納スペースを設けること。助手席はAVMユニットが入るため収納庫はなし。

- (4) フロントバンパーにステップを設け、アルミ稿板を張ること。また、バンパー左右及びコーナー部に、埋込式のLED式赤色点滅灯を計4個取付けること。
- (5) 燃料タンクは地上から給油できる位置に取付け、容量は145L以上とする。
- (6) リヤエプロンには丸型LEDテールランプタイプとし、バックランプは左右に角型、各1個取付けること。
また、ステンレス製ナンバープレート用ブラケットを取付けること。
- (7) 車両前後部に十分な強度を有する張出しタイプの牽引フック（許容荷重明記）を取付けボディー内収納タイプとすること。
また、後部は患者救出時のロープ支点と兼用とするため、シャックル付とすること。同様に左右リヤタイヤ付近にもロープ支点用のシャックル又はリング式を取り付けること。（詳細は別途協議）
- (8) バッテリーは、バッテリー庫を設け収納し、点検及び交換等が容易に行えるよう、ワンタッチスライド式とする。
また、スライド時に支障のないよう配線の長さは十分に余裕をとり、スライド装置の根元に専用ブラケットを取付け固定すること。
- (9) 運転席付近にバッテリーメインスイッチを設け、ハザードランプ、時計及び集中ドアロック以外の全ての電源を遮断できること（車両運行に支障になるものは除く。）キー連動
なお、消防専用無線電話装置及び車両動態端末装置のスイッチについては、バッテリーメインスイッチ以外に別に設けること。
- (10) 車両バッテリー自動管理充電器（過充電防止装置付）を取付け、車両外部（キャブバック付近右側）に交流100V電源入力用コンセント（マグネット式・防水カバー付）を設け、交流100Vの一般電源から直接電源を取れるものとする（15mコード付）。また、外部供給されていることがわかるように、車内にランプが点灯するようにすること。（端子の配置は別途指示）
取付前には、現有車両の端子（プラス・マイナス）を確認すること。
- (11) オイルパンヒーターを備え、上記(10)の電源部から電気を供給するものとし、キャブ内に専用のスイッチを設けること。
- (12) 全輪に泥除けを取付けること。
- (13) 車両各後輪の前部及び後部に保護枠付路肩灯（バス型）及び後輪照射灯を取付け、スモールランプスイッチと連動させること。
- (14) 車両周囲に全方位カメラ（常時撮影タイプ）を突出しないよう埋め込み取付け、専用のモニターを設けること。アドバンスモニター録画機能なし
- (15) ヘッドライトはディスチャージタイプとし、フォグランプを備えること。また、フロントバンパー左右にLEDマーカーランプ（白色）を取付けること（詳細は別途指示）。常時点灯

- (16) 車両工具、牽引ワイヤー、ブースターケーブル及び三角表示停止板（ケース付）を附属すること。
- (17) 夜間走行時に、運転者がバックミラーで車体の最後部を確認できるLEDタイプ等のマーカー灯を左右の上下に取付けること。同様に、前部にもマーカー灯を取り付け、スイッチは、スモールランプと連動とすること（詳細は別途指示）。
- (18) 車両後面部の取り付けは、車両から突出しないようにし、ナンバー照射灯も両側とすること。また、前後のナンバーにステンレス製のナンバーフレームを取付けること。

2 キャビン

- (1) ダブルキャブハイルーフ仕様とし、上面にキャブ一体型LED式赤色警光灯2個、標識灯2個を取付ける。また、電子サイレンアンプ用スピーカー1個はキャブ上部に取付けること。
- (2) 乗員の乗降時及び走行時等において安全のための手摺り及び握り棒等を設けること。また、ルーフ前部左右にフロントガラスメンテナンス用のグリップ等を設けること。
- (3) 乗降箇所等の塗装部分で足を乗せる箇所または足のあたる部分には、アルミ板等でそれぞれ被覆し滑り止めの措置を施すこと。
また、各ドアのフェンダー部にもアルミ化粧板を張ること。
- (4) キャブ昇降ステップはエアシリンダ展開式とし、各ドア毎に設けること。なお、この昇降ステップは各ドアの開閉に連動して自動的に展開収納する構造とする。但し、安全装置としてシャシのトランスミッションが「N」（ニュートラル）でパーキングブレーキON時にのみ各ドアと連動して展開すること。
- (5) キャブ上面には補強のためのアルミ縞板を張ること。
- (6) 車両後部は軽量化と十分な強度を得るため、キャブルーフ・プラットホーム・ターンテーブル・各ステップ及びボックス上面、床板等はアルミ型材及びアルミ縞板を用いた構造とすること。
- (7) 車両にははしご駆動用の作動油タンクを設け、タンクの材質はアルミ材とし軽量化されていること。
- (8) キャブ後方には、はしご受け支柱を設け、はしごを収納する部分には合成樹脂製ローラーを装備すること。
- (9) キャブ後部左右と車両後輪後方左右にそれぞれシャッター扉式のボックスを設けること。
- (10) キャブ後部のシャッターボックス後面左右に展開式昇降はしごを設けてシャッターボックス及びキャブ上面に容易に昇降できるようにすること。
- (11) 全ドアに、SUS製サイドバイザーを取付けること。
- (12) フロントグリル中央部に消防章をボディに密着して取付けること。

- (13) バックミラーは熱線ヒーター付で、助手席側は電動格納式とすること。
- (14) 乗車定員は6名とし、定員分のシートベルトを備えること。
前席は2名乗りで運転席と助手席の間には、書類及び携帯無線機等を入れる収納コンソールを設けること（詳細は別途指示）。後部隊員席は4名掛けで、下部は物入れを設けること（詳細は別途指示）。
また、全シートの座面部に厚手のビニールシートカバーを貼り、防汚シートは外側黒/内側オレンジとすること。
- (15) 空気呼吸器取付け装置は、キャブ内後部座席の背当てシートにボストロム製呼吸器内蔵型シートとし、空気呼吸器取付装置としてクイックホルダーを3基及び面体掛けフックを5個程度設けること。同様に助手席側も呼吸器内蔵型シートとし面体掛けフックを設けること。
また、後部隊員席の背もたれ後部（呼吸器取付け装置以外の場所）に資機材収納棚（3段程度）を設けること。
- (16) 後部隊員用に握り棒を設け可動式S字管フック（ビニールコーティング）を10個程度付けること。
- (17) キャブ内の指示する位置に住宅地図（A3サイズ）を収納できるマガジンラックを1箇所設けること（詳細は別途協議）。
- (18) 運転席及び助手席にサンバイザーを備えること。
- (19) 天井中央部には、取り付け可能な範囲で収納ネットを設け、白色の大型LED室内灯を2個程度取り付けすること。
また、前席天井の中央部及び後席左右部に運転の支障とならない角度等で、LED室内灯を取付けること（個別スイッチ付）。
- (20) フレキシブルマップライト（LED式）を助手席Aピラー部及びダッシュボード中央部付近に備えること。盤面部
- (21) エアコンディショナーを備えること。
- (22) パワーステアリングを備えること。
- (23) 全ドアにパワーウィンド及び集中ドアロックを備え、全ドアにドアが開放していることが確認できるよう反射テープを貼ること。
また、後部の窓ガラスには損傷防止措置を施し、後部隊員席両側ドアの窓ガラスに飛散防止用のフィルムを張ること（詳細は別途指示）。
- (24) カーラジオ（AM・FM・時計付）を備えること。
- (25) エンジン回転計、水温計、油温計、電圧計及びエンジン稼働計を備えて、油温計、電流計、電圧計及びエンジン稼働計はフロントパネル又は収納コンソール付近にまとめて設置すること（詳細は別途指示）。
- (26) 後退時用アラームを備えること。
- (27) バックアイカメラは車内GPSナビに表示をさせるよう取付けること。

- (28) サイレンアンプ等の取付け位置等フロントパネル部付近に、電子サイレンアンプ、10連スイッチ、消防専用電話装置等の電装品が体裁よく取付けること。

各電装品の取付け位置等は次のとおりとする

- ア フロントパネル部に音声合成装置付きサイレンアンプ（専用マイク付）、各スイッチ（機能集中型10連操作スイッチ）及び消防専用電話装置本体を強固に取付けること。
- また、モーターサイレンスイッチは、助手席前部に専用スイッチを別に取り付けること（詳細は別途指示）。
- イ 車載無線は、消防組合が指定する車両から移設し、前席中央収納コンソールボックス付近に消防専用電話装置（ハンドセット及び掛け金具）を強固に取り付けること。
- また、AVM端末装置は容易に操作ができる前席中央収納コンソールボックス付近に設置し、AVM端末装置関係一式は現有車両から載せ換えすることとし、設置等については指定業者と綿密な打ち合わせの上、消防業務に支障の無いように留意し取り付けること。配線等はすべて新品とする。
- ウ キャブ後部に消防専用電話装置（ハンドセット、掛け金具及びスピーカー）ボックス内に同装置を取付け配線を引き込み接続すること。
- また、消防専用電話装置の転載は本体一式とし、アンテナ、DC/DCコンバータ、車外通話装置、電源ケーブル、車内スピーカー配線等は新品を取り付けること（設置場所等については別途協議）。なお、電波法に基づく諸手続き及びこれらにかかわる検査等については受注者が代行するものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。
- (29) 車両内に正弦波インバーター（DC24V-AC100V700W以上）を取付け、キャブ内に取出しコンセント2口を体裁良く設け、キャブ内で携帯無線機及び携行灯等の充電が可能な能力容量の配線をする（詳細は別途指示）。
- なお、この装置の電源は、前記1シャシ（10）の車両バッテリー自動充電器電源部と兼用すること。
- (30) 室内天井部は、散光式赤色灯、サイレン及び消防専用電話装置用アンテナ等の点検が容易にできる構造とすること。
- (31) 各スイッチには、ネームプレートを貼り付けること。

3 艀装構造材

艀装構造材は、すべて日本産業規格に基づいて精選された耐久性に富むもので、要綱の基準に適合するものであること。

4 はしご装置諸元及び性能

(1) 諸元

規格地上高	約 3 0 m
起立角	- 1 0 ° ~ 7 5 °
はしご段数	4 段
横棧間隔	3 0 0 m m

使用範囲（範囲はバスケット前面までの距離とする）

アウトリガー張出幅（片側）	バスケット +180kg	バスケット +270kg	バスケット +400kg	バスケット+ リフタ（同時使 用）合計 400kg
前 : 2.35 m以上 後 : 2.50 m以上	1 9 m	1 8 m	1 3 m	1 3 m

使用範囲はアウトリガーの張出幅に応じて0.2m毎最大の使用範囲が設定できるものとする。

(2) 性能

はしご作業所要時間は油圧ポンプ回転速度1、200r.p.m以下で次の通りとする。

作業	所要時間
起梯（収納状態から最大起立まで）	約 5 0 秒
伏梯（起立状態から最大伏梯まで）	約 5 0 秒
伸梯（縮梯状態から最大伸梯まで）	約 5 0 秒
縮梯（伸梯状態から最大縮梯まで）	約 5 0 秒
旋回（起立状態から360°旋回まで）	約 6 0 秒

能力

バスケット許容積載質量	4 0 0 kg
リフタ許容積載質量	3 0 0 kg
バスケット+リフタ同時使用時許容積載質量	合計 4 0 0 kg
リフタ上昇スピード	0.5 ~ 1.0 m/s
リフタ下降スピード	0.5 ~ 1.0 m/s
連続降下許容質量	2 2.5 kg/m

5 はしご構造

- (1) はしご本体は高張力鋼材を使用しており、箱型・パイプ等の閉断面部材を電気溶接によってトラス構造に組立てたものとし、軽量でかつ正荷重、ねじれ荷重に対して十分な強度を有するものとする。
- (2) はしごは、使用範囲内で起伏・伸縮・旋回のいかなる操作を行っても、大きな騒音や振動等の異常がなく、安全で円滑な動作ができるものとする。
- (3) はしご本体の各部にローラーおよびパット材を設置し、はしごの伸縮が円滑に行えるものとする。
- (4) はしご本体の横棧の外周は、合成ゴム製の滑り止めを取付けるものとする。
- (5) はしごの最上段先端付近に控え綱用環を装備するものとする。
- (6) はしご本体の最上段先端はバスケット使用時、その全領域においてバスケット内、搭乗員と干渉しない構造とする。
- (7) はしごには、次の計器が装置してあること。
 - ア 伸長計
 - イ 起伏角度計
 - ウ 風速計
 - エ 傾斜角度計
 - オ 水準器
 - カ 使用時間系
- (8) はしご最上段先端部には、次のものを装置してあること。
 - ア 控え綱用取付金具 2個（左右の両端）
 - イ 自衛噴霧装置 ※バスケットに装備
 - ウ 放水銃 ※バスケットに装備
 - エ 照明灯1個（LEDライト） ※バスケットに装備
 - オ 緩行器用掛け金具 1個 ※バスケットに装備（脱着式）
- (9) はしご最下段には、次のものを取付けること。
 - ア 照明灯 2個（基部付近）
 - イ はしご使用荷重表示灯 1式
 - ウ パンチングプレート 1式
 - エ その他指示するもの

6 はしご駆動油圧機構

- (1) シャシエンジンのトランスミッションP.T.O（パワーテイクオフ）により可変容量ピストンポンプを駆動する構造とし、それにより得られた油圧を使用してはしごの起伏・伸縮・旋回・リフト昇降・傾斜矯正およびアウトリガー・ジャッキ操作を行うことができるものとする。

- (2) 作動油は、ストレーナ付作動油タンクから油圧ポンプにより加圧され車両後方のジャッキ・アウトリガー用切換弁またはターンテーブル中央の旋回接手を通り起伏・伸縮・旋回・リフト用切換弁に送られる構造とする。これらの切換弁の操作により各動作を行う構造とする（作動油タンクへ戻る配管にも、フィルタを設けること。）。

なお、これらの切換弁の中立時（はしごが動作していない時）には、油温の上昇を防止する為、油圧ポンプの吐出量を最小に抑えるように制御する構造とし、油圧ポンプ吐出側には安全弁を設け、以下の最大油圧を超えないように調整するものとする。

なお、作動油を強制冷却する方式（オイルクーラー等）は作動油の劣化防止の点から用いないこと。

常用最大圧力	21 MPa 以下
--------	-----------

- (3) 補助油圧ポンプ
 シヤシエンジンまたは主油圧ポンプが故障した場合でも、はしごの収納を可能にするため主油圧ポンプとは別にバッテリー駆動のモータポンプを装備し、手動切換弁により収納操作ができる構造とする。

7 ジャッキ・アウトリガー装置（車両支持装置）

- (1) 車両の前後に張出式のHアウトリガー・ジャッキ装置を設け、ジャッキを車両の前後左右に張出すことができ、はしご操作時の安定が図れる構造とする。

ジャッキ最大張出 幅：前	約4.7 m
ジャッキ最大張出 幅：後	約5.0 m

- (2) アウトリガーは4本とも個別に操作ができ、任意の位置に張出すことができるものとし、ジャッキは4本同時操作ができる構造とする。
 また、狭い路地でも救助を可能にするため、片側張出のみでも使用可能な構造とする。片側張出の場合は張出している方向に対して、最大の作業範囲で使用可能なこと。
- (3) ジャッキシリンダの上部にはパイロットチェック弁を設け、万一油圧ホースや配管が破損してもジャッキが縮まない構造とする
- (4) ジャッキ油圧回路には減圧弁を設け、ジャッキの接地面とピストンロッドは自在関節で結合し、車両を無理に持ち上げない構造とする。
- (5) アウトリガーが張出す部分には、シルバー塗装とし夜間でも判別できる様に反射スコッチテープによりマーキングし、夜間の活動を容易にするため最適な場所にLEDの作業灯を設け、その先端には警告灯を設けること。

(3段式から無段式になったため)

8 自動傾斜矯正装置

斜板を重ねることによりターンテーブル上のはしごの傾斜を全方向に対して最大 11° まで水平に自動矯正できるものとし、自動矯正は、はしご収納状態で行えるもので、矯正完了後はロックピンにより機械的に自動固定する構造とする。また、安全の為はしご操作時には傾斜矯正を行わないこと。

9 起伏装置

- (1) 梯体フレームと支持フレームおよびこれらのフレームを繋ぐ2本の起伏用油圧シリンダにより構成され、梯体フレームにはしごを取付ける構造とする。
- (2) 起伏レバーを操作して、起伏シリンダに圧油を送ることによりはしごの起伏を行うものとする。

10 伸縮装置

- (1) はしご最下段に2本の伸縮用油圧シリンダを固定し、はしご各段とシリンダ両端に設けたプーリにワイヤーロープを取付けてはしごを伸縮する構造とする。
- (2) 伸縮レバーを操作して、伸縮シリンダに圧油を送ることによりはしごの伸縮を行うものとする。
- (3) 起伏角度が低い場合でも縮梯ができるように引戻し装置を設けること。
これは走行中、はしご飛出防止装置の役割も兼ねるものとする。

11 旋回装置

- (1) はしごは起伏装置と共にターンテーブル上に取付けられるものとする。
- (2) ターンテーブル内側には大歯車が形成されており、ターンテーブル上面に設けられた旋回用減速機付油圧モータに付けられた小歯車と組合せて旋回装置を構成するものとする。
- (3) 旋回レバーを操作して、旋回モータに圧油を送ることにより歯車の噛み合ったターンテーブルが旋回する構造とする。なお、減速機にはメカニカルブレーキを設け、他力によってはしごが旋回しないものとする。

12 操作装置

- (1) はしご基部操作装置は、車両右側ターンテーブル上に座席型操作装置を設け、起伏・旋回・伸縮操作レバーとリフタ操作レバー及びはしご姿勢表示装置、各種スイッチ、インターホン等のはしご操作に必要な装置を備えるものとする。
- (2) バスケット内操作装置は、バスケット本体内にボックス型操作装置を設け2本の起伏・旋回、伸縮用操作レバーおよび液晶ディスプレイ、スイッチ、

インターホン等の装置を装備し、バスケット内ではしご操作が行えるものとする。

- (3) はしごの起伏・伸縮・旋回の動作は、同時操作ができる構造とする。
- (4) はしご姿勢表示装置は、基部操作装置座席前面に液晶ディスプレイを設け、アウトリガー張出幅に応じた作業半径と現在のはしご姿勢をコンピュータグラフィックスで表示する構造とする。また、自動停止および異常発生時はその警報をディスプレイに表示すること。
- (5) 垂直・水平制御スイッチを設け、このスイッチを押すことで、操作レバーとコンピュータ制御により、はしごが直状態である時、はしごを垂直上昇、垂直下降、水平前進、水平後退できる制御装置を設けること。

1 3 リフタ昇降装置

- (1) リフタ用減速機付油圧モータによりワイヤードラムを回転し、ワイヤーを巻取り・巻戻すことにより、はしご上面のリフタを昇降させる構造とする。
- (2) リフタレバーを操作して、リフタモータに圧油を送ることによりリフタを昇降するものとする。
- (3) リフタの使用は、はしご起立角 40° 以上で行うものとし、バスケットと同時使用できる構造とする。
- (4) ターンテーブルからはしごの最下段にタラップを設けて、リフタへ乗降できるものとし、はしご起立角度や旋回方向によらずに安全に乗降できるものとする。
- (5) L-CHA リフタバッテリー自動充電装置
リフタ収納状態で、はしごメイン電源を入れることで自動的にリフタバッテリーを充電する機能を設けること。

1 4 バスケット装置

- (1) はしご先端に固定式のバスケット装置を装備し、車両走行時はバスケットをはしご前端部に収納できる構造とする。
- (2) バスケット平衡用油圧シリンダを設け、はしごの起伏操作に合わせて常にバスケットの平衡を保つ構造とする。
- (3) バスケットには、電動式放水銃、自衛噴霧ノズル、屋内進入用ホース中継口 65 mm (付属品 40 媒介金具)、照明装置灯 (LEDタイプ)、橙色のLED灯火2個を装備すること (詳細は別途協議)。
- (4) バスケットの扉は、昇降用タラップ式扉とし、バスケット前面左右に各1箇所設けること。
- (5) 電動式放水銃、自衛噴霧ノズル、屋内進入用送水口に、送水を遮断できるコック又はバルブを設けること。

- (6) バスケット内には、はしごの操作装置及びインターホンを設け、誤操作防止のための操作盤カバーを設けること。
- (7) バスケット先端に、バスケット担架又は平担架をワンタッチ式で取り付け可能な構造とすること（詳細は別途協議）。
- (8) 人員用、荷役用の支点金具を取り付けること。
- (9) 呼吸器装着時に活動性が向上できるよう背面拡張部を設置すること。
- (10) バスケット内に隊員足元を照射するLEDランプを設けること。
- (11) バスケット外側下面にLEDランプを設けること。

1 5 水路装置

- (1) 後部中継口より、旋回接手内水路を通り、梯体にアルミ製伸縮水路を設け、バスケット放水銃まで固定配管で接続し、起伏・伸縮・旋回でも自由に放水できる構造とする。
- (2) 梯体通路内を安全に歩行できるよう水路は梯体下面に設けること。

1 6 バスケット放水銃

バスケット前面中央に下記諸元の電動式放水銃を設ける。放水銃の操作は基部操作部およびバスケット内で行えること。

ノズル起伏角（上向き）	90°（吐出可能60°）
ノズル起伏角（下向き）	45°
旋回	左右各15°
最大放水量	3,000L/min（水）

1 7 通話装置

バスケットと基部操作部及びリフタと基部操作部のそれぞれの間で通話ができるものとする。（別途協議）

1 8 安全装置

- (1) ジャッキインターロック装置
はしごが収納状態にある場合のみ、ジャッキを操作できる構造とする。
- (2) はしご操作インタロック装置
ジャッキが完全に接地されている場合のみ、はしご操作ができる構造とする。
- (3) ジャッキ短縮防止装置
油圧ホースおよび配管が破損した場合でも、ジャッキが短縮しない構造とする。
- (4) はしご伸縮防止装置
油圧ホースおよび配管が破損した場合でも、はしごが伸縮しない構造とする。

- (5) はしご倒伏防止装置
油圧ホースおよび配管が破損した場合でも、はしごが倒伏しない構造とする。
- (6) はしご起伏軟停止装置
起伏レバーを急に離したり、起伏操作中に使用限界になったときでも自動的に低速になり停止する構造とする。
- (7) はしご伸縮軟停止装置伸縮レバーを急に離したり、伸縮操作中に使用限界になったときでも自動的に低速になり停止する構造とする。
- (8) 起伏障害自動停止装置
起操作中にはしごが障害物に当たった場合、安全弁により自動的にはしごを停止し、伏操作中にバスケットが障害物に接近した場合、非接触センサにより自動的にはしごを停止する構造とする。
- (9) 伸長障害自動停止装置
伸操作中にバスケットが障害物に接近した場合、非接触センサにより自動的にはしごを停止する構造とする。
- (10) 旋回障害自動停止装置
旋回操作中にはしごが障害物に当たった場合、安全弁により自動的にはしごを停止する構造とする。
- (11) 使用限界自動停止装置
アウトリガーの張出幅によって決められた使用限界にはしごが達した場合、自動的にはしごを停止する構造とする。
- (12) 過荷重自動停止装置
はしご長さ、起立角による負荷とはしご先端にかかる負荷が大きくなった場合、警報を発して自動停止する構造とする。
- (13) 傾斜自動停止装置
はしごの傾斜角が約2度以上になった場合、警報を発して自動停止する構造とする。
- (14) はしご飛出防止装置
はしご収納時に自動的にはしご伸長を固定し、走行時に急ブレーキをかけたり、坂道を下る場合に、はしごが飛び出さない構造とする。
- (15) リフト自動停止装置
はしご一直線時には、第1限界を解除するとバスケット手前まで低速で上昇できる構造とし、収納位置に下降する場合も低速になり自動的に停止するものとする。
- (16) リフト落下防止装置
リフトを使用時においてリフトワイヤーが切断した場合、いかなる条件の場合においても自動的にブレーキが作動し、リフトの落下を停止する構造とし、本装置に関しての自動とは落下防止装置に係る一切の操作を行わずに自動的に作動する装置を示す。

- (17) 緊急停止装置
はしご基部操作装置及びバスケット内操作装置に緊急停止スイッチを設け、緊急時には基部及びバスケットからはしごの動作を停止できる構造のものとする。
- (18) 旋回固定装置
はしごが他力により、旋回しない構造とする。
- (19) 車両支持飛出防止
走行中にジャッキおよびアウトリガーが飛び出さない構造とする。
- (20) はしご監視装置
操作時の安全性を確保する為、起伏・伸縮の検出は2重構造とし、はしご制御盤の異常を監視する構造とし、使用限界停止装置が働かない場合に、はしごが使用限界付近に達すれば自動的にはしごを停止するものとする。
- (21) キャブ保護装置
はしご倒伏・旋回操作により、はしごが車両に衝突する前に停止する構造とする。
- (22) リフタ飛出防止装置
リフタをフックで固定し、車両走行中やはしごを俯角に倒伏した場合でも、リフタが飛び出さない構造とする。
- (23) 感電防止装置
バスケット内の隊員の感電を防止するため、送電線に近づいた場合に警報を発する装置を設けるものとする。
- (24) 制振制御装置
直梯時はしごに発生した揺れを検出し、瞬時に揺れを打ち消す制御を行うことではしごの揺れを抑制するものとする。
通常の始動時や停止時に作動する軟始動や軟停止機能とは別に設けるものとする。

1 9 画像伝送装置

バスケットにカメラを装着し、基部操作部のディスプレイで画像を表示する構造とする。また、梯子基部操作装置より、カメラの無線遠隔操作（ズームイン・ズームアウト。左右旋回・上下俯仰）ができること。

- (1) 艀装は総合的な重量軽減を図り、車両の左右前後のバランス及び転倒角度を十分考慮して製作すること。
- (2) 車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用する為のスペースを確保するとともに、必要箇所には点検口または点検扉を設けること。
- (3) 艀装材料の厚さ等は要綱に定めるもののほか、必要に応じてアルミ稿板を用いること。

- (4) キャブ後部左右と車両後輪後方左右に、それぞれアルミ製シャッター扉式（４面）のボックスを設け、内部は必要に応じ各種資器材の収納装置を設けること。
また、各シャッターの開放と同時にボックス内を照明するLEDの庫内灯を必要数取り付けること。
- (5) キャブ後方左右シャッター下部に収納ボックスを設け、その扉はアルミ稿板の二重張りとしたチェーンレスタイプのステップ兼用タイプとし、ステップの縁には蛍光色の反射テープを貼ること。（黄色）
- (6) はしご受け支柱は、キャブ後方のシャシフレームから立ち上がり材で設け、はしごを収納する部分には、合成樹脂製ローラーを装備すること。
- (7) 車両中央部の左右には、プラットホーム昇降用ステップを設け、ステップを照らす広角LED照明をそれぞれに設けること。
- (8) ターンテーブルは、車両後方に設けその上に支持フレーム及びコントロールタワーを設けると共に、コントロールタワーには隊員保護用屋根を取り付けること。
- (9) ターンテーブル上に、装置する油圧配管等は外部から容易に点検整備が可能なのであること。
- (10) ターンテーブルは、プラットホームより一段高くすると共に、プラットホームの床材は適宜分離し取外しが容易な構造で取り付け、床下収納を設けること。
- (11) 自衛噴霧装置を車両の左右に各３個設け、開閉操作バルブは車両後部に取り付けること。なお、自衛噴霧配管で最下部となる位置にドレン機構を設けること。
- (12) 車体後部の突起箇所に、衝撃を緩和するための当たりゴム等を取付けること。
- (13) 各操作部（ハンドル、レバー、スイッチ等）には、名称及び操作方法等を明記し、必要に応じ破損防止のガードバー等を取付けること。
- (14) 各収納箱は、全て落下防止の手すり棒又は可倒式パイプを取り付けると共に、水密構造で必要に応じ水抜きドレンを設け、底部に樹脂製の「すのこ」または、資機材保護用のクッションゴム等を敷き、各格納箱の扉の開閉部は平面ラッチ式とし、上下に開く扉には開閉用ダンパーを設け、シャッター以外の扉には安全ロック（フランス落とし型）を取付けること（ロック位置が目視できるマークを貼ること。）。
- (15) 各扉が開放時、扉が開放していることが確認できるよう反射テープを貼ること。
- (16) ボルト、ナット及びヒンジ等は、全てステンレス製のものを使用すること。
- (17) 資機材の出入れ等により、塗装が剥がれ易い箇所にはアルミ保護板等を張ること。

(18) ボックス類

ア キャブ後部ボックス

エンジンルーム上面に、はしごの旋回に支障がない範囲の奥行きでアルミボックスを設けること。

イ 外部無線ボックス

車体後面及び、基部操作部付近に、外部無線送受話装置、外部スピーカーを収納するボックスを設けること。

ウ 車両後部車輪脇ボックス

車輪止め4個及びジャッキ敷板4枚等を車両最後部の両側ボックス等に収納できるようにすること。車両後輪上部付近にタイヤ敷板を収納できるボックスを設けること。

エ その他

各ボックスは、できる限り大きく製作し、扉には入念な防水対策を施すと共に、ワンタッチストッパー等を設けること。

また、ボックスの扉は堅個に取り付け、無線ボックスを除く各ボックス内には適当な大きさの水抜口を設けると共に、プラスチック製のすのこを取り付けること。

(19) 本仕様書に明示されていない車体の構造等については、別途打ち合わせにより指示する。

20 積載品

- (1) 照明器具一式は、別に指示する場所に引き出し式棚等で取扱いが容易な場所に収納すること。
- (2) 積載品等は別紙のとおりとし、各積載品等の収納及び固定は、現物に見合った固定装置の取付けラッシングベルト等を使用する等ワンタッチで容易に脱着できる構造とすること。
- (3) 本仕様書に明示されていない資機材の配置等については、別途打ち合わせにより指示する。

21 電気機器

- (1) 補助警光灯をフロントバンパー内左右に「LFA150」を、車両後部左右及び両側面上部に「LFA-300」を、梯体基部両後端に「LFA-160」を、キャブ前面両側に「LFA-50」を保護枠付で取付け、散光式赤色灯に連動させること（後部は保護枠付）。

- (2) 車体両側面上部に作業灯「LIA-300」を各2個及び「LIA-200」を後部上部各2個及び車両中央左右プラットホーム昇降用ステップ付近に各2個、バスケット底面に2個取付けること（車両中央左右は保護ガード付）。
- (3) バスケット内に、照明装置灯（LED）を取付けること。
橙色のLED灯火2個を装備すること。
- (4) ブーム第1塔左右にリモートコントロール式LED照明を取付けること。
湘南工作製（同等品可）
- (5) アウトリガー側面部に、マーカー灯を計3個取り付けること。
- (6) 梯体最下段左右に、サーチライト（メタハラ45W）を、各1個取付けること。
- (7) モーターサイレン、標識灯、作業灯等電気機器のスイッチ類はキャブ内フロントパネル部にまとめて、集中操作（集中操作スイッチを設ける）ができるようにすること（作業灯は個別に外部スイッチを設けること）。
また、モーターサイレンスイッチ、外部スイッチは防水型とし、保護ガード等の破損防止の処置を施すこと。10連
- (8) 電気機器には雑音防止を施すとともに、スイッチ類で必要と思われるもの及びモーターサイレンにはリレーを設けること。
- (9) ヒューズボックスを増設し、取付け機器は全てヒューズを通すこと。
- (10) 各ボックス内、各計器、収納室等の全ての収納庫（分割している場合には、各段ごとに設置）に蛍光灯及びLED灯等の照明灯を取付け、必要に応じて防護枠を取付けること。
- (11) 電気機器及び照明灯類の配線は、外部に露出しないようにし、車両のメインスイッチを切ったとき、全て閉路となること。
- (12) 照明灯類はバッテリー等を保護する観点から、省電力タイプ（LED灯等）をできる限り多用すること。
- (13) 各電装品の電気供給については、前照灯・警告灯・照明灯・エアコン使用時においても支障なく照明できるようオルタネーター容量にも留意すること（詳細は別途協議）。
- (14) 本仕様書に明示されていないことは、別途打ち合わせにより指示する。

2.2 塗装及び記入文字

- (1) 塗装は、長期間の使用及び塩害（凍結防止剤）から車両を保護できるものであること。なお、車両下回りは、塩害等から車両を保護するためのアンダーコーティング塗装とする。
 - ア 外板部塗装は、日本ペイント製ウレタン塗料（東-0400ガッティ）又は同等品を使用する。
 - イ 外板部は、特殊化学液にて錆落としの上、素地調整を行い、プライマリー、パ

- テ付き、水研ぎ、サフューサー等の上、熱風乾燥炉にて、よく乾燥させてから、3回以上の吹き付けを行い、再び熱風乾燥炉にて、乾燥させる。
- ウ アルミ縞板、ステンレス板、メッキ加工品、樹脂製品以外の部分は全て塗装を施し、金属露出部分がないようにする。
 - エ ポンプ室及び各ボックス内部は、シルバークグレー塗装とする。
 - オ 各種配管は法定塗色とする。
 - カ その他特に指定のない部分は、消防組合と協議する。

(2) メッキ

次のものには、良質のクロームメッキを施すこと。ただし、鉄製品には銅メッキを施すこと。

- ア 各操作レバー、バルブ類。
- イ 各計器類、サーチライト等の取り付け品。
- ウ 各媒介金具等の附属品。
- エ 取手、手摺、止め金具等。
- オ その他塗装を施していない部分。

(3) 記入文字

ア キャビン両側面ドアに、次により「印西地区消防組合」と記入する。

- ① 書体 丸ゴシック体（カッティングシール）とする。
- ② 書き方 車両の前方からドア中央に記入する。
- ③ 字色 白色黒縁取り（別途指示）とする。
- ④ 大きさ 別途指示。

イ 標識灯には次により「印西西署」と記入する。

- ① 書体 丸ゴシック体（カッティングシール）とする。
- ② 書き方 左側から記入する。
- ③ 字色 黒色とする。
- ④ 大きさ 別途指示する。

ウ 車両後部に、次により「印西地区消防組合」と記入する。

- ① 書体 丸ゴシック体とする。
- ② 書き方 左側から記入する。
- ③ 字色 白色黒縁取り（別途指示）とする。
- ④ 大きさ 別途指示する。

エ 車両資機材収納部分、及びアルミシャッターに、消防組合の指定する文字及びデザインを施す。（別途指示）

オ 積載品及び附属品に、黒色または白色で「印西西署」と記入する（ステッカー又はカッティング可）。

カ キャビンの左右及び車両後部に消防組合が指定するエンブレムを記入する。（別途指示）

キ 各記入文字、デザインについては、塗装終了後に配置、大きさ等について再度協議する。

ク 対空表示『千葉 印西地区 はしご』の文字を記入すること。（別途指示）

ケ バスケット底部全体黄色塗装とし、エンブレム及び消防組合の指示する文字黒丸ゴシック体で「印西地区消防組合」と記入する。

コ 緊急指定及び陸運事務所の許可が出る範囲で文字は反射シールとし、詳細に

- については別途協議する。
- サ 空気ポンベには消防組合の登録番号、F650と刻印すること。

第5章 検査、納入及び保証

1 検査の種類

- (1) 消防組合員の立会いのもとに次のことを行う。
- ア 中間検査 外部塗装後で各装備品が仮設置できる時点とする。
 - イ 完成検査 本仕様書、承認図に基づき次の検査を実施する。
 - ① 艀装全体の検査
 - ② 付属品数及び機能検査
 - ③ 各装備及び消防資機材の検査
- (2) 特別検査 上記以外に発注者、受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別検査を実施できるものとする。ただし、実施に当たっては事前に相互に連絡を取り合うものとする。
- ア 消防組合に提出した製作工程表に基づき、検査を受けられる状態で日程を組むこと。
 - イ 検査依頼は、実施予定日の14日前までに消防組合へ提出すること。
 - ウ 検査にあたっては、営業及び設計担当者が必ず立ち会うこと。
 - エ 検査不合格の場合は、不具合等の内容及び改善対策事項を記載した書類を速やかに提出し承認を受けること。承認を受けた事項については、14日以内に改善し、消防組合へ改善完了の書類を速やかに提出すること。なお、完成検査における検査不合格は、再検査を受けること。

2 納入及び保証

- (1) 車両の登録、各申請及び搬入は受注者が行い、納入場所は、消防組合が指定した場所とする。なお、車両ナンバーについては消防組合が指定する番号(2566)とする。また、車両及び各種資機材(携行缶含む)の燃料は、燃料タンクを満量にすること。
- (2) 設計・製作に当たり権利上又はその他の問題が生じたときは、受注者の責任において、その責任を負うものとする。
- (3) 本車両の納入は、車両の取扱説明等の技術指導を消防組合の指定する場所及び期間に行うものとし、これに必要な経費(資料等を含む)は、受注者が負担する。
- (4) 保証は納入後1年以内に生じた故障(事故及び過失による故障を除く)は受注者の責任において無償でかつ速やかに修理及び交換し、その他必要な処置を講ずるものとする。ただし、艀装、組立、材質その他の理由により、故障し、破損または欠陥が生じたとき、またはこれらの欠陥が明白であるときは、それらの修理または交換を速やかに行い、かつ無償で行うものとし、その保証期間は1年間に限らず、この車両の使用期間中とする。

- (5) 本仕様書に定めのない事項においても、製作上当然必要と思われるもの、あるいは、受注者が公表している標準仕様についてはそれを施工するものとする。また、シャシメーカー及び装備品等メーカーの標準仕様についても同様とする。
- (6) 本仕様書の解釈について、消防組合に確認せずに施工したものについては全て無効とし、再度製作すること。また、設計並びに製作中に疑義が生じた場合には、その都度消防組合と協議すること。
- (7) エンジンキー及びボックス等の施錠の鍵は、全て一種5組とする。
- (8) 装備品及び積載品は、その機能を全て使用することができる附属品を付けて納入すること。また、機能検査に必要な消耗品は受注者が負担すること。
- (9) 保証書・説明書等の資料は、一括保管できるファイル等により2部提出すること。

3 その他

- (1) 前記の試験及び検査を通じ、振動、音響、発熱等の異常を認めた箇所については、直ちに修復の上、再検査を受けなければならない。
- (2) 納入に至るまでの検査及び故障、修理に要した費用の一切は受注者の負担とする。

4 登録手続き等

登録手続き、車検回送及び納車までの費用及び諸手数料は、受注者が負担するものとする。

なお、自動車損害賠償責任保険料（24ヶ月分）、自動車重量税及びリサイクル料は消防組合が負担する。

5 請求について

請求書提出時には、車両費、諸経費等を記載した内訳書を添付すること。

第6章 その他

1 現有車両について

車両納入後、消防組合で従来使用していた車両を消防組合の手続きが終了した後に、消防組合が競り売りに掛けるための必要書類（一時抹消登録等）を速やかに提出すること。

車両無償点検期間中に、1回以上のエンジンオイル及びオイルエレメント交換も併せて無償で実施すること。

取付品及び取付装置（補助対象）

番号	品名	内容	個数
1	エンジン回転計	純正品	1
2	エンジン油温計	純正品	1
3	赤色警光灯	キャブ上面 L F - M H 2 (電子サイレンスイッチ連動)	1式
		フロントバンパー前部 L F A 1 5 0	2
		後部左右 L F A 2 0 0 2個及び両側 面 L F A 3 0 0 4個	6
		基部両後端 L F A 1 6 0	2
		キャブ前面両側 L F A 5 0	2
4	電子サイレン	大阪サイレン M a r k - D 1 T S K - D 1 5 2	1
5	照明灯	バスケットサーチライト	1
		梯体最下段 リモコン式	2
		梯体基部	2
6	後退警報器	シャン純正	1式
7	標識灯	プラスチック製黄色 LED	1式

軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置（補助対象）

番号	品名	仕様	数量
1	電動サイレン	バンパー内	1
2	キャブチルト装置		1
3	オイルパンヒーター	100V (コード付)	1式

4	作業灯	車体両側面 L I A - 3 0 0	4
		車体後部 L I A - 2 0 0 × 2 個 プラットホーム L I A - 3 0 0 × 4 個 バスケット底面 L I A - 3 0 0 × 2 個	8
5	自衛噴霧装置	はしご用（車体）及びバスケット用	1 式
6	車外無線送受話装置		2
7	消防専用無線電話装置	載せ換え	1 式
8	車両動態登録端末装置	載せ換え	1 式
9	エンジン室内灯	1 2 W (L E D)	1 式
1 0	路肩灯	バス規格型	2 個
1 1	油圧計	基部操作部 主回路用	1 個
1 2	使用限界及び過荷重警報器		1 式
1 3	リフト使用限界警報器	2 段式	1 組
1 4	許容範囲表示計	液晶ディスプレイ	1 式
1 5	インターホン	はしご基部ーバスケットーリフト	1 式
1 6	バスケット照明装置灯	L E D M Y S - 7 5 L P	1 個
1 7	バスケット先端表示灯	橙色 L E D	2 個
1 8	バスケット放水銃	電動式放水銃	1 基
1 9	旋回收納指針	はしご支柱部	1 組
2 0	リフト昇降タラップ		1 式

21	ジャッキ部照明灯		4個
22	感電警報装置	バスケット操作部	1組
23	消防章	樹脂製	1個
24	バックライト	シャシ純正	2個
25	伸長計	液晶ディスプレイ	1式
26	起伏角度計	液晶ディスプレイ	1式
27	傾斜角度計	キャブ内（全方向型）	1個
28	風速計	表示：はしご基部、バスケット操作部 センサ：バスケット部	1個
29	全周囲カメラ	アドバンスモニターAM003 専用モニター付き	1式
30	GPS ナビ	必要最小限の機能を有するもの	1式

1 備えなければならない附属品（補助対象）

番号	品名	内容	個数
1	とび口	1.8mグラスファイバー製長とび	2
2	金てこ	L = 900mm	1
3	剣先スコップ	鋼鉄製（日本製）	1
4	車輪止	硬質ゴム 黄色	2組
5	消火器	ABC 6kg入り自動車用	1

6	消防用ホース（検定品） （消防組合指定の記入文字入）	新 SP-aya-A 6 5 mm×2 0 m 使用圧 1. 6 M p a	1 0
7	照明器具	発動発電機 1, 500W以上 （金属製 1 0 L 燃料携行缶付）	1 式
		投光器 LED（三脚・予備球付）	2
		三脚スタンド型	2
		コードリール（3 0 mコード）	2
8	ジャッキ敷板	合成樹脂製（マグネット式）	4
9	安全ベルト（フルハーネス）		5
1 0	絶縁手袋	7, 0 0 0 V以下、汗取手袋、保護皮手付（大）	3

軽微な変更として備えることができる附属品（補助対象）

番号	品名	内容	個数
1	タイヤチェーン	金属製シングル用（SCCリングチェーン）	1 式
2	分岐管	6 5・4 0	1
3	ホースブリッジ	C B 4 5 0 1 組 2 枚	1 式
4	ワイヤー	1 2 mm×5 m（ビニール巻き）	1
5	空気呼吸器	ライフゼム L 3 0 - A C T - C S 本体 6 M（レスキューコール含む）	4
6	空気呼吸器用ボンベ（軽量型）	5 3 0 C III A Z（4. 7 ^{リットル} ） ボンベ保護カバー付き（穴無し）	1 2
7	呼吸器用面体（収納バッグ付）	C S 型面体（印西仕様）	4
8	空気呼吸器用取付け金具 （内蔵型シート等含む）	クイックホルダー装置	4

9	特殊噴霧ノズル	クアドラノズル (65-40 縮小媒介付き) 東京サイレン ガンタイプノズル (TS-0501-T×1)	2
10	集水管	車体後部中継口兼用	1

2 補助対象外その他の取付品及び附属品 (補助対象外)

番号	品名	仕様	数量
1	パワーステアリング	純正品	1式
2	エアコン及びパワーウィンド	純正品	1式
3	ABSブレーキ	純正品	1式
4	集中ドアロック	純正品	1式
5	タイヤホイール	純正品	1式
6	予備タイヤ 前後各1本	オールシーズンタイヤ (ホイール付)	1式
7	ヘッドライト	純正品 (ディスチャージタイプ)	1式
8	ブースターケーブル	純正品	1
9	車両工具	純正品	1式
10	故障停止標示板	純正品 (収納箱付)	1
11	フロアマット	純正品	1式
12	LED室内灯	大型タイプ	1式
13	集中型スイッチ	大阪サイレン製 SBW-100	1式
14	計器類	電圧計、油温計、アワーメーター	1式
15	熱線入り電動格納式ミラー	純正品 (助手席側は電動格納式)	1式
16	書類等収納ボックス	別途指示	1式

17	ラジオ(FM/AM・時計付)	純正品	1式
18	サイドバイザー	純正品 (SUS製全ドア)	1式
19	フレキシブルマップライト	室内用 1個盤面灯	2
20	LEDマーカーランプ	純正品 (白色) 常時点灯	2
21	後輪照射灯	保護枠付LED	2
22	車幅灯	LED	2
23	泥よけ (全輪)	純正品	1式
24	携行灯 (充電器付)	ストリートライト・ファイアーバルカン LED (防水・防爆型)	2
25	拡声器	TS-623R (電池付)	1
26	バッテリー管理装置	過充電防止機能付 コード付 15m	1式
27	正弦波インバーター	DC24V-AC100V500 W以上 700W	1式
28	ジャバラコーン	反射線入り	6
29	非常信号灯	LED式 (電池付)	4
30	予備キー	純正品	5
31	防水シート (シルバー色)	サルベージ3号 (3.6m×3.6m)	1
32	無線機ベスト	FS JAPAN (メッシュベストBS2レット、バックプリント300、バックプリント250)	2
33	ホースバック	印西仕様 (TN-40)	5
34	耐電衣 (上・下)	7,000V以下の電気回路の活線作業用 (ヘルメット含む)	2
35	耐電長靴	27cm・28cm	2
36	活線接近警報器	高圧線接近警報機HX-6	1

37	タイヤ敷板		4
38	管内動態図（4冊）	印西市・白井市	各1
39	夜行チョッキ	カスタムメイドベストC	5
40	合図灯	60cm	2
41	トップマン	長さ355mm・幅150mm・重量0.9kg、鋼鉄製・皮ケース付・握棒絶縁ゴム巻	1
42	ヘルメット	要救助者用	2
43	チェーンソー	スチール MS241C-M	1
44	チェーンソー用保護ズボン	ファンクションチャップス 長さ95cm	1
45	緩降器	スローダン125 30m	1
46	ケーブルカッター	絶縁ケーブルカッター ZCC	1
47	ボルトカッター	絶縁ボルトクリッパ ZBC	1
48	大ハンマー	日本製、柄はGF製	1
49	車高計測棒		1
50	カラビナ	伊藤製作所 ステン KA102 ダブルスト ッパーワンツースリー	10
51	巻き尺・コンベックス	50m・7.5m	各1
52	操作盤の雨除けカバー		1

5 3	バスケットストレッチャー (バスケット担架取付装置含む)	タイタン Ti 分離型	1
		ペイシェントタイインシステム (タイタンシステム分離型用)	1
		プロシリーズ リッター ハーネス	1
5 4	ドライブレコーダー	ウィットネスIV 2カメラタイプ (SDカード128GB2枚、予備SDカード128GB2枚付)	1式
5 5	簡易熱画像カメラ	ファイヤープロ	1
5 6	救助ロープ	東京製綱M打ち (200m) 白・赤	2
5 7	かぎ付きはしご	KHFL-CT31	1式
5 8	リフトバッテリー自動充電	L-CHA	1式

設 計 書

年度	令和 3 年 度	印西地区消防組合消防本部			
	事 業 名	はしご付消防ポンプ自動車購入			
	納 入 期 限	令和 4 年 2 月 2 8 日 (月)			
	納 入 先	印西地区消防組合 印西西消防署			
物 品 概 要	別添仕様書のとおり				
設 計 金 額					
				金	円
番号	品 名	数量	単位	単 価	金 額
1	はしご車専用シャシ 4WS 車両総重量 20 t 未満	1	台	円	円
2	艀装 MLLH4-30WG型	1	式	円	円
3	取付品及び取付装置 (補助対象)	1	式	円	円
4	軽微な変更として備えることができる 取付品及び取付装置 (補助対象)	1	式	円	円
5	備えなければならない附属品 (補助対 象)	1	式	円	円
6	軽微な変更として備えることができる 附属品 (補助対象)	1	式	円	円
7	補助対象外その他の取付品及び附属品	1	式	円	円
	小 計				円
	消 費 税 相 当 額				円
	合 計				円